

「学校いじめ防止基本方針」



平成27年10月

岩手県立山田高等学校

----- 目 次 -----

1	いじめ防止等に関する基本理念	… 1
2	教職員の姿勢	… 1
3	校内体制	… 1
4	いじめ防止等に関する施策	… 1
5	生徒への対応	… 2
6	保護者への対応	… 3
7	関係機関との連携	… 3
8	ネットいじめへの対応	… 4
9	重大事態への対応	… 5
参 考	いじめ防止対策推進法(一部抜粋)	… 5
別紙 1	日常の指導体制	… 6
別紙 2	緊急時の組織的対応	… 7
別紙 3	いじめ早期発見のためのチェックリスト(教職員用)	… 8
別紙 4	いじめ早期発見のためのチェックリスト(生徒用)	… 10
別紙 5	いじめ早期発見のためのチェックリスト(保護者用)	… 11
別紙 6	いじめ相談窓口一覧	… 12

1 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、「どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、明るく、楽しく、心豊かな学校生活を送ることができるよう、生徒・教職員・保護者・地域住民が一体となって、いじめの問題に取り組めるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、許されざる人権侵害である。したがって、学校における教育活動全体において、生命や人と人との関わりを大切にす教育を実践し、教職員が、生徒一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、すべての生徒の人権が尊重され、安心・安全で、充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめのない子ども社会の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、組織的に対応する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人間関係のある者(学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人間関係のある者)から、心理的、物理的な攻撃(身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど)を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものである。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 教職員の姿勢

- (1) 生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- (2) 生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- (3) 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や心の通い合う教育実践の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通し生徒に示す。
- (5) 生徒一人ひとりの変化に気づくことができる、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての資質能力向上のための研修の充実を図る。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。
- (9) 特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応に十分配慮する。

4 いじめ防止等に関する施策

- (1) 学校におけるいじめ防止の取り組み

- ① 未然防止のための取り組み

- (ア) 学業指導・特別活動・道德教育の充実

- ・共生意識、共感意識の醸成等人間性の陶冶
- ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮したわかる授業づくり

- ・教科「情報」等におけるモラル教育の充実
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の推進

(イ) 教育相談体制の充実

- ・担任等による面談
- ・スクールカウンセラーによる面談

(ウ) 校内体制の確立

- ・「いじめ防止対策委員会」を中心とした、日常の指導体制【別紙1参照】及び緊急時の組織的対応。
【別紙2参照】

(エ) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚及び講演会等の実施

(オ) いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施

- ・いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動

(カ) 各種通信(学年通信等)による啓発

- ・望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止

(キ) 関係機関(福祉関係機関・警察等)の協力による講話等の実施

(ク) 日常の教育活動(授業、道徳教育、特別活動、部活動等)をとおした豊かな心の育成

(ケ) 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有

② 早期発見・早期解決のための取り組み

(ア) 校内外研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換

(イ) 普段からの家庭との連携・協力関係の構築

(ウ) いじめ早期発見チェックシート【別紙3参照】やアンケートの実施【別紙4・5参照】

(エ) 心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施(いじめアンケート結果の活用)

(オ) 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察

(2) 保護者や地域との連携した取り組み

(ア) 保護者やPTAの組織と連携したいじめ撲滅の活動

(イ) 保護者会や保護者面談、PTA総会・地区PTA等で、学校の現状や取り組み内容等の情報を発信し、家庭の協力を依頼

5 生徒への対応

(1) 関係生徒に対する迅速な事実確認(状況の正確な把握・確認・報告)

(2) 関係生徒への支援・指導

① いじめを受けている生徒に対する支援・・・いじめられている生徒の感情に寄り添い、生徒の心情に共感し、心配や不安を取り除くとともに、いじめられている生徒の立場で、継続的に支援する。

(ア) 苦痛の共感的な理解と対応

(イ) 安全、安心できる環境の確保

(ウ) 長期的な相談支援(心のケア)

② いじめを行った生徒に対する指導・・・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導する。

(ア) 相手の苦しみを理解させる指導

(イ) 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導

(ウ) 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導

- (エ) 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
- (オ) 必要に応じて、懲戒による指導及び関係機関(児童相談所・警察等)との連携を行う。
- ③ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導・・・周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。
 - (ア) いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
 - (イ) いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
 - (ウ) いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導
 - (エ) いじめは決して許されないことの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

6 保護者への対応

- (1) いじめを受けた生徒の保護者に対して
 - 相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。
 - ① 事実を迅速に伝える。
 - ② 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- (2) いじめを行った生徒の保護者に対して
 - 事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ① 事実を迅速に伝える。
 - ② いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- (3) 全ての生徒・保護者に対して
 - いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。
 - 子どもの規範意識の涵養のための家庭での指導が適切に行えるよう、保護者への啓発活動や相談窓口の設置などの家庭支援を行う。
 - ※ 被害生徒や保護者に対して、その心情に十分配慮しながら心のケアを行い、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報提供の対応を行う。
 - ※ 家庭への情報提供等については、予断のない一貫した情報を発信し、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

7 関係機関との連携

- (1) 岩手県教育委員会との連携
 - ① 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ② 第三者等の調査機関の活用
- (2) 山田町駐在所及び宮古警察署生活安全課との連携
 - ① 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

- ② 犯罪等の違法行為がある場合
- (3) 福祉関係機関との連携
 - ① 家庭での養育に関する指導・助言
 - ② 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- (4) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携
 - ① 精神保健に関する相談
 - ② 精神症状についての治療、指導・助言

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

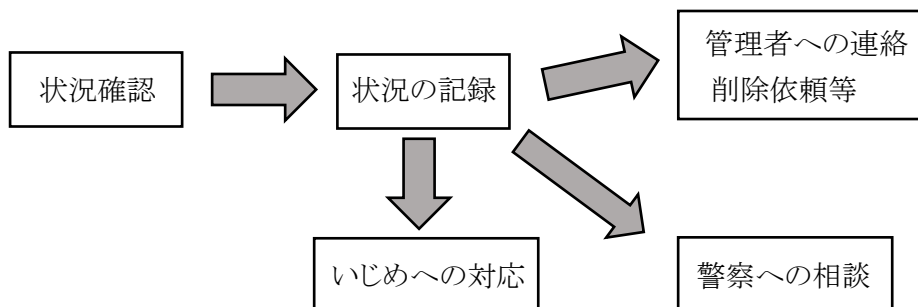
インターネットやソーシャルメディアを利用して、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、あるいは特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - (ア) フィルタリングの推奨
 - (イ) 保護者の責務による指導
- ② 情報教育の充実
 - (ア) 情報の授業における情報モラル教育やサイバー犯罪防止の積極的な推進
- ③ ネット社会についての講話等の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - (ア) 被害者からの訴え
 - (イ) 閲覧者からの情報
 - (ウ) ネットパトロール
 - (エ) 警察や少年サポートセンターとの連携
- ② 不当な書き込みへの対処



9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - (ア) 生徒が自殺を諮る、又はその恐れがある
 - (イ) 精神性の疾患を発症した、又は発症する可能性がある
 - (ウ) 身体に重大な障害を負う、又はその恐れがある
 - (エ) 高額の金品を要求されている、又は奪い取られた
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - (ア) 年間の欠席が30日程度以上ある。
 - (イ) 一定の期間、連続した欠席がある。

(2) 重大事態時の対処(調査・報告、措置)

学校が重大事態と判断した場合、岩手県教育委員会事務局に速やかに報告するとともに、岩手県教育委員会又は学校の下に組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。また、状況に応じて第三者機関及び支援チームの支援を得て解決にあたる。

【参考】 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)より一部抜粋

【いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務等】

- 第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
 - 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
 - 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

日常の指導体制(未然防止・早期発見)

教職員

- ◆学校いじめ防止基本方針
- ◆いじめを許さない姿勢
- ◆風通しのよい職場(情報の共有化)
- ◆保護者・地域との連携

いじめ防止対策委員会

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認と判断
- 要配慮生徒への支援方針

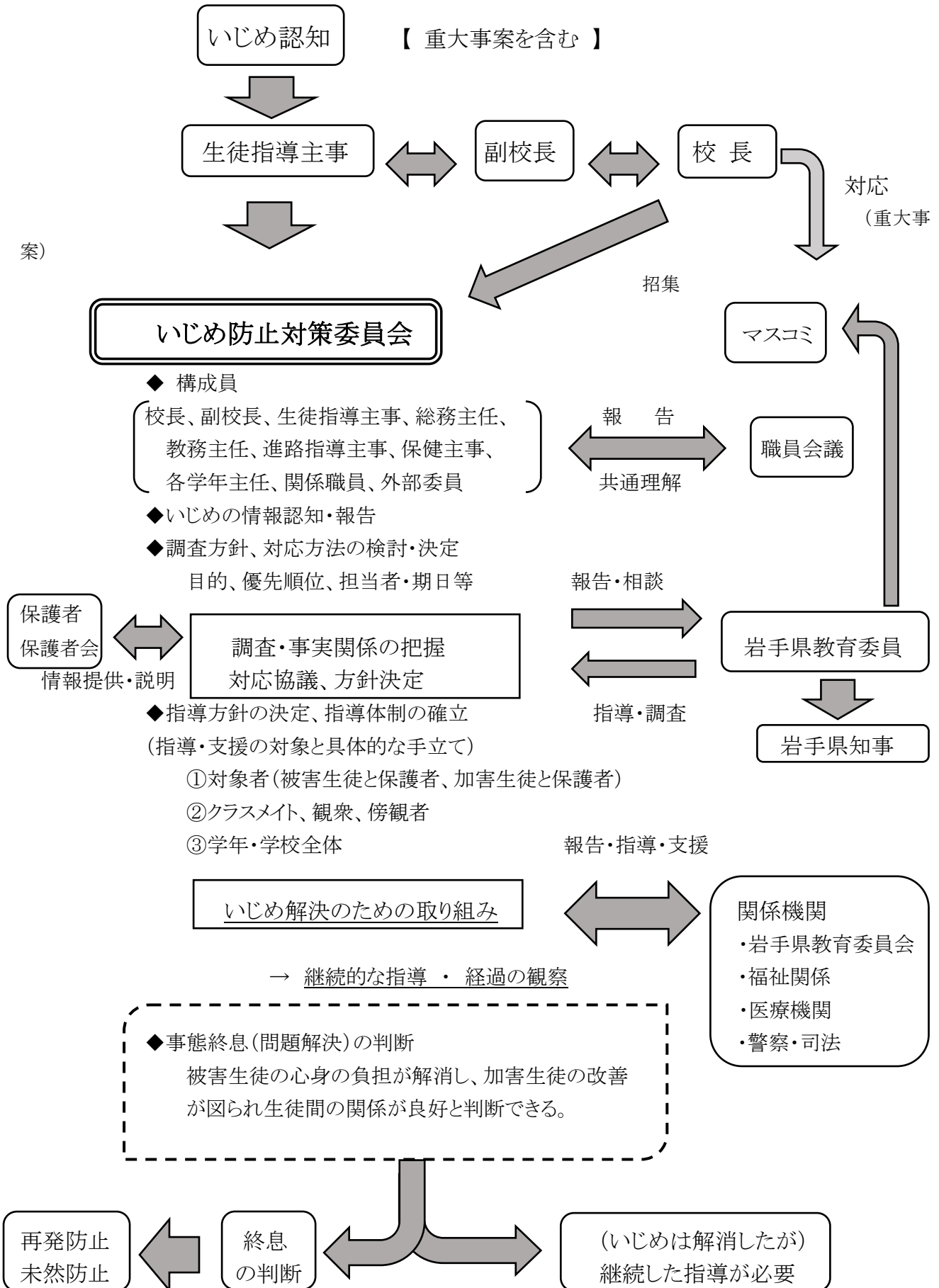
未然防止

- ◆学業指導の充実
 - ・学習における規律づくり
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◆道徳教育の充実
 - ・社会規範意識の醸成
- ◆特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動への参加
- ◆教育相談の充実
 - ・面談及び教育相談の実施
 - ・スクールカウンセラーの活用
- ◆人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◆情報教育の充実
 - ・情報モラル指導
 - ・ネット犯罪の知識の育成
- ◆保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開等の実施
 - ・地域行事への積極的参加
 - ・PTAとの情報交換

早期発見

- ◆情報の収集
 - ・教員の観察等による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談・訴え(生徒・保護者・地域)
 - ・アンケートの実施
(生徒・保護者に年2回(7月、10月))
 - ・各種調査の実施
 - ・定期的面談の実施
 - ・巡回指導
- ◆相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置、周知
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談
- ◆情報の共有
 - ・報告経路の体制確立
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・次年度への年度末の引き継ぎの徹底
- ◆教職員の意識向上
 - ・校内外の研修への積極的参加
 - ・緊密な情報交換
 - ・事例等の発表

緊急時の組織的対応



1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	チェックポイント
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教職員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに頻繁に行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒とのコミュニケーションを増やし、状況を把握する。

チェックポイント
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

チェックポイント
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる
<input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずらや落書きがある
<input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっていることが多い

4 家庭でのサイン

面談や電話連絡、家庭訪問等により、保護者と密に連絡を取り、家庭での様子を把握する。

チェックポイント
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる
<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
<input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
<input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える
<input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る
<input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする
<input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる
<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる

1～8について、該当する項目に○をつけ、9については具体的に書いてください。

()年 (男・女)

- 1 学校に来るのは楽しいですか。
①楽しい ②まあまあ楽しい ③あまり楽しくない ④楽しくない
- 2 今の学年になっていじめられたことがありますか。
①ある → 3へ ②ない → 9へ
- 3 2で①あると答えた人で、そのいじめは続いていますか。
①続いている ②続いていない
- 4 2で①あると答えた人で、誰からいじめられましたか。(複数回答可)
①同級生 ②上級生 ③下級生 ④部活動が同じ人 ⑤先生
⑥他校の生徒 ⑦地域の人(青年等) ⑧その他()
- 5 どのようないじめを受けましたか。(複数回答可)
①いいがかりやおどしを受けた ②からかいや冷やかしを受けた
③物を隠されたり汚されたりした ④仲間はずれにされた
⑤無視された ⑥殴られたり蹴られたりした
⑦お金や物を取られた ⑧用事を言いつけられた
⑨いやなメールを送られた ⑩ネット掲示板等へ書き込まれた
⑪その他()
- 6 いじめを受けた人は、誰かに相談しましたか。
①相談した → 7へ ②相談していない → 8へ
- 7 6で①相談した人は、誰かに相談しましたか。(複数回答可)
①担任の先生 ②養護教諭の先生 ③部活の顧問の先生
④校長先生や副校長先生 ⑤①～④以外の先生 ⑥スクールカウンセラー
⑦親友、友達 ⑧先輩 ⑨家族(親) ⑩家族(兄弟姉妹)
⑪家族(その他) ⑫近所の人 ⑬その他()
- 8 6で②相談しなかった人は、相談しない理由は何ですか。(複数回答可)
①先生に相談したらいじめが悪化するから
②先生に相談しても気持ちをわかってもらえないから
③親に相談すると心配をかけるから
④相談する相手に弱みを見せたくないから
⑤相談したら仕返しが怖いから
⑥その他()
- 9 いじめについて、何か思うことがあれば書いてください。

()

このアンケートは、「冷やかし」や「仲間はずれ」、「物を隠される」、「たたかれる・けられる」、「ネットに悪口を書き込まれる」などのような行為を継続的におこなわれる「いじめ」についてのアンケートです。

あてはまる番号等を○で囲み、必要であればご記入下さい。

お子さんの 学年 (1 2 3) 年 性別 (男 女)

- 1 お子さんは〇〇年〇月～〇〇年〇月の期間に「いじめ」を受けたことがありますか？
1 はい 2 いいえ
- 2 1で”はい”と答えた人が答えてください。「いじめ」について誰かに相談しましたか？
1 はい 2 いいえ
- 3 2で”はい”と答えた人が答えてください。相談は誰にしましたか？
1 校長・副校長 2 担任 3 その他の教員（複数回答） 4 教育委員会
5 カウンセラー・医療機関 6 友人 7 同級生の保護者 8 その他()
- 4 2で”はい”と答えた人が答えてください。相談したことによって「いじめ」は解決しましたか？
1 解決した 2 以前より良くなった 3 かわらない
4 その他()
- 5 2で”いいえ”と答えた人にお聞きします。何故、相談しなかったのですか？
1 相談する機会がなかった 2 相談できる人がいなかった 3 相談しても無駄だと思った
4 その他()
- 6 お子さんの通う学校(山田高校)で「いじめ」があることを聞いたことがありますか？
1 はい 2 いいえ
- 7 6で”はい”と答えた人にお聞きします。「いじめ」があることを誰かに知らせましたか？
1 はい 2 いいえ
- 8 7で”はい”と答えた人にお聞きします。「いじめ」があることを誰に知らせましたか？（複数回答）
1 校長・副校長 2 担任 3 その他の教員 4 教育委員会
5 カウンセラー・医療機関 6 友人 7 同級生の保護者
8 その他()
- 9 7で”いいえ”と答えた人にお聞きします。何故、誰にも知らせなかったのですか？
1 知らせる必要はない 2 誰に知らせたらよいかわからなかった
3 知らせても無駄である 4 その他()
- 10 「いじめ」について、学校に対する要望・提案等があれば記入してください。

()

いじめ相談窓口一覧

相談連絡先	電話番号／メールアドレス
全国共通 24 時間いじめ相談ダイヤル	0570-078310
岩手県教育委員会のいじめ相談電話 メール相談アドレス	019-623-7830 fureai@pref.iwate.jp
ヤング・テレホン・コーナー(岩手県警)	
岩手県警察本部(警察安全相談)	019-653-0110
少年サポートセンター	019-651-7867
県南少年サポートセンター	0197-65-2400
ほほえみセンター メール相談	ip-support@iwate-nkei.morioka.iwate.jp
総合教育センター(県教委)	0198-27-2331
中部教育事務所(県教委)	0198-22-4981
県南教育事務所(県教委)	0191-26-1419
沿岸南部教育事務所(県教委)	0192-27-9910
宮古教育事務所(県教委)	0193-64-2222
県北教育事務所(県教委)	0194-53-4991
県北教育事務所二戸駐在(県教委)	0195-23-9210
学校教育室生徒指導担当(県教委)	019-629-6146／019-629-6145
いのちの電話	019-654-7575
子どもの人権 110 番(法務局)	0120-007-110 (フリーダイヤル)
盛岡教育事務所のふれあい電話	019-629-6745

附 則

平成26年 6月 施行

平成27年10月 一部改正